

新最終処分場建設工事

請負契約書

(案)

平成 29 年 9 月 29 日

菊池環境保全組合

目 次

第1章 総則	1
第1条 (定義)	1
第2条 (準拠法及び解釈)	1
第3条 (あっせん又は調停)	1
第4条 (仲裁)	1
第5条 (通知等)	1
第6条 (通貨)	1
第7条 (計量単位)	2
第8条 (期間の計算)	2
第9条 (共同企業体)	2
第10条 (契約の保証)	2
第11条 (解釈等)	2
第2章 契約期間及び業務範囲等	3
第12条 (契約期間)	3
第13条 (契約期間の変更方法)	3
第14条 (設計業務の範囲)	3
第15条 (工事の範囲等)	3
第16条 (受注者の業務の実施方法)	3
第17条 (一括下請負の禁止)	4
第18条 (履行報告)	4
第19条 (発注者の行う事項)	4
第20条 (支給材料及び貸与品)	4
第3章 設計・建設業務費等	5
第21条 (設計・建設業務費の支払い)	5
第22条 (設計・建設業務費の変更方法等)	6
第23条 (支払限度額及び出来高予定額)	6
第24条 (前払金)	6
第25条 (保証契約の変更)	7
第26条 (前払金の使用等)	7
第27条 (部分払)	8
第28条 (賃金又は物価の変動に基づく設計・建設業務費の変更)	9
第29条 (提案組合内発注金額未達減額措置)	9
第4章 特許権等、著作権及び秘密保持	10

第30条	(特許権等の使用)	10
第31条	(特許権等)	10
第32条	(著作権の利用等)	10
第33条	(著作権の譲渡禁止)	11
第34条	(著作権の侵害防止)	11
第35条	(秘密保持義務及び個人情報の取扱い)	11
第5章	作業の実施	12
第1節	設計業務	12
第36条	(設計業務の実施)	12
第37条	(実施設計等の手順)	12
第38条	(要求水準書の変更)	13
第2節	工事	13
第39条	(事前調査)	13
第40条	(承諾申請図書の提出)	13
第41条	(本施設の建設)	13
第42条	(監督員)	14
第43条	(現場代理人・副現場代理人及び主任技術者等)	14
第44条	(工事関係者に関する措置請求)	15
第45条	(施工管理)	15
第46条	(工事場所)	15
第47条	(建設機械及び機器)	15
第48条	(現場管理)	16
第49条	(臨機の措置)	16
第6章	試運転及び完成	16
第50条	(試運転)	16
第51条	(運転指導)	16
第52条	(性能試験)	17
第53条	(引渡し)	17
第54条	(引渡し前の使用)	18
第7章	遅延、保証及び瑕疵担保責任	18
第55条	(履行遅滞の場合における損害金等)	18
第56条	(浸出水処理施設の設計の瑕疵担保)	18
第57条	(本施設の瑕疵担保)	19
第58条	(本施設の瑕疵検査)	19

第59条	(保証期間中の受注者の性能保証責任)	19
第60条	(損害の範囲)	20
第8章	損害賠償及び危険の負担	20
第61条	(受注者の責任)	20
第62条	(一般的損害)	20
第63条	(第三者に及ぼした損害)	20
第64条	(保険)	20
第9章	契約条件の変更及び解除等	21
第65条	(法令変更)	21
第66条	(不可抗力)	21
第67条	(地域住民対応)	22
第68条	(受注者に起因する条件変更)	23
第69条	(発注者に起因する条件変更)	23
第70条	(工事の中止)	24
第71条	(発注者の解除)	24
第71条の2	(契約が解除された場合等の違約金)	25
第72条	(受注者の解除)	25
第73条	(発注者の任意解除)	25
第74条	(解除に伴う措置)	25
第10章	補則	27
第75条	(本請負契約に基づく権利の譲渡禁止)	27
第76条	(監督又は検査の委託)	27
第77条	(遅延利息)	27
第78条	(管轄裁判所)	27
第79条	(本請負契約に定めのない事項)	27
別紙1	定義集	28
別紙2	性能保証事項	30
別紙3	特許権等	31
別紙4	工事日程	32
別紙5	保険の詳細	33
別紙6	支払限度額及び出来高予定額	34

新最終処分場建設工事

請負契約書

- 1 名 称 新最終処分場建設工事
- 2 工 事 場 所 熊本県合志市幾久富地区
- 3 契 約 期 間 始期 本請負契約締結日
終期 平成33年 3 月31日
- 4 契 約 金 額 金●円（設計・建設業務費）
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金●円）
- 5 契約保証金額 金●円

新最終処分場建設工事（以下「本事業」という。）について、菊池環境保全組合（以下「発注者」という。）と●（以下「受注者」という。）は、各々対等な立場に おける合意に基づいて、添付約款によってこの建設工事請負契約（以下「本請負契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本請負契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

なお、本件は、契約締結につき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第 1 項第 5 号及び菊池環境保全組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和41年条例第 7 号）第 2 条により、次の特約条項を付し仮契約を締結し、菊池環境保全組合議会の議決後通知をもって本契約に読み替える。

（特約条項条文）

本請負契約は、本請負契約が菊池環境保全組合議会において議決された場合には本契約として成立するものとし、又は、否決された場合には締結しなかったものとし、かつ、この場合において受注者にこのことにより損害を生じた場合においても、発注者は一切その賠償の責に任じない。

（仮契約日）平成●年●月●日

発注者

熊本県菊池郡大津町大字大津字北楽善115番地
菊池環境保全組合
組合長 後藤 三雄

受注者

住所 ●
氏名 ●
代表者 ●

新最終処分場建設工事
請負契約約款

第1章 総則

(定義)

第1条 本請負契約における用語の定義は、特に本請負契約内の各条項で定義されている用語を除き、別紙1の定義集のとおりとする。

(準拠法及び解釈)

第2条 本請負契約は日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

- 2 本請負契約、関連書類及び書面による通知は日本語で作成される。また、本請負契約の履行に関して当事者間で用いる言語は日本語とする。
- 3 本請負契約の変更は書面で行う。

(あっせん又は調停)

第3条 本請負契約の各条項において発注者及び受注者で協議して定めるものにつき協議が整わなかった場合に、発注者が定めたものについて受注者に不服があるとき、又はその他本請負契約に関して発注者及び受注者の間に紛争を生じたときには、発注者及び受注者は、建設業法(昭和24年法律第100号)による熊本県建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停によりその解決を図る。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者若しくは監理技術者、専門技術者その他受注者が工事(第15条各号に定める業務を総称していう。以下同じ。)を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第44条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項の規定によるあっせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第4条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前条の規定にかかわらず、別途合意する仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(通知等)

第5条 本請負契約に基づく通知、催告、請求、報告、同意、指摘、確認、承諾、解除等は、本請負契約に特に定める場合を除き、書面により行う。

(通貨)

第6条 金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

(計量単位)

第7条 発注者及び受注者との間で用いる計量単位は、要求水準書に特に定める場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）の定めるところによる。

(期間の計算)

第8条 期間の定めは、本請負契約又は要求水準書に特に定める場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。

(共同企業体)

第9条 受注者が共同企業体である場合、発注者は、本請負契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行い、発注者が当該代表者に対して行った本請負契約に基づく全ての行為は、当該企業体を構成する全ての事業者に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行う本請負契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

2 受注者が共同企業体である場合、受注者を構成する各企業は、本請負契約上の債務につき連帯して責任を負い、本請負契約上の損害については、連帯してこれを賠償する。

(契約の保証)

第10条 受注者は、本請負契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) 本請負契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は公共工事の前金払保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証

(4) 本請負契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) 本請負契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の規定による保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、設計・建設業務費の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 設計・建設業務費の変更があった場合には、保証の額が変更後の設計・建設業務費の10分の1に達するまで、発注者は保証の額の増額を請求することができ、受注者は保証の額の減額を請求することができる。

(解釈等)

第11条 発注者及び受注者は、本請負契約と共に、入札説明書等、要求水準書及び事業提案書に定める事項が適用されることを確認する。

2 本請負契約、入札説明書等、要求水準書と事業提案書との間に齟齬がある場合、本請負契約、

入札説明書等、要求水準書、事業提案書の順にその解釈が優先する。ただし、事業提案書の内容が要求水準書で示された水準を超えている場合には、当該部分については、事業提案書が要求水準書に優先する。

第2章 契約期間及び業務範囲等

(契約期間)

第12条 本請負契約の契約期間は、本請負契約締結時から建設工事完了日までとし、作業の日程は別紙4に示すとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、その性質上当然に契約期間以後も効力を有すべき規定については、本請負契約の契約期間終了後も有効とする。

(契約期間の変更方法)

第13条 契約期間の変更については、発注者及び受注者で協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の規定による協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知する。ただし、発注者が、契約期間の変更事由が生じた日（本請負契約の規定により、発注者又は受注者が契約期間変更の請求を受けた場合には、当該請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(設計業務の範囲)

第14条 受注者が実施すべき設計業務の範囲は以下のとおりとする。詳細については、要求水準書の記載に従う。

- (1) 浸出水処理施設の設計
- (2) 発注者が提示する調査結果以外に必要な事前調査
- (3) 発注者の循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）申請支援
- (4) 発注者が行うその他許認可申請支援
- (5) その他前各号の業務を実施する上で必要な業務

(工事の範囲等)

第15条 受注者が実施すべき工事の範囲は以下のとおりとする。詳細については、要求水準書の記載に従う。

- (1) 本施設の建設
- (2) 建設業務に係る許認可申請等
- (3) その他前各号の業務を実施する上で必要な業務

(受注者の業務の実施方法)

第16条 受注者は、要求水準書に記載のない場合でも、要求性能を充足し、本施設を適正に稼働

させる為に必要なものは、受注者の費用と責任において施工しなければならない。

- 2 受注者は、自らの費用及び責任により、その業務の実施に必要な人員を確保し、資材を調達し、その他関連するサービスを提供する。
- 3 受注者が設計・建設業務の実施に使用する材料及び機器は、要求水準書に定める基準を充足するものでなければならず、またその使用にあたり、要求水準書に定めるところにより、受注者の費用で検査又は試験を行わなければならない。
- 4 受注者は、事業提案書に記載された提案内容を実施し、発注者は、係る提案に記載された内容が実施されていないと認めるときは、受注者に事業提案書に記載された内容を実施するよう求めることができる。

(一括下請負の禁止)

第17条 受注者は、設計業務及び工事の全部若しくはその主たる部分又はその他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の設計若しくは工事を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受注者は、前項の場合を除き、発注者の事前の書面による承諾を得た場合には設計業務及び工事を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。ただし、受託者又は下請人が構成員である場合には、発注者に対する事前の通知で足りる。
- 3 前項の規定による設計業務及び工事の委託又は下請けは、全て受注者の責任において行うものとし、受託者又は下請人の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何にかかわらず、受注者の責めに帰すべき事由とみなす。
- 4 第2項の場合において、受注者は、発注者に対して、受託者及び下請人の商号又は名称その他必要な事項を通知しなければならない。

(履行報告)

第18条 受注者は、別途定めるところにより、本請負契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(発注者の行う事項)

第19条 発注者は、次の各号に掲げる事項を、責任をもって行う。

- (1)埋立地及び関連施設（以下「埋立地等」という。）の設計
- (2)用地の確保
- (3)近隣対応
- (4)本施設の交付金申請手続
- (5)本施設の設計・建設の監督
- (6)その他前各号の業務を実施する上で必要な業務

(支給材料及び貸与品)

第20条 発注者は、要求水準書に規定あるときは、受注者に工事材料を支給し、又は建設機具を貸与する。発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、要求水準書に定めるところによる。

- 2 監督員（第42条第1項の監督員をいう。以下同じ。）は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質、規格若しくは性能が要求水準書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、当該引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり使用に適当でないとき、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定する場合のほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、契約期間若しくは設計・建設業務費を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、要求水準書に定めるところにより、工事の完了、実施設計図書（第37条第4項の実実施設計図書をいう。以下同じ。）の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が要求水準書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

第3章 設計・建設業務費等

（設計・建設業務費の支払い）

- 第21条 受注者は、第53条第2項（同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。）の検査に合格したときは、設計・建設業務費の支払いを請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に設計・建設業務費を支払わなければならない。
 - 3 発注者がその責めに帰すべき事由により第53条第2項の期間内に検査しないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下本項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(設計・建設業務費の変更方法等)

第22条 設計・建設業務費の変更については、第28条及び第29条に基づく変更を除き、発注者及び受注者で協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項ただし書の規定による協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知する。ただし、設計・建設業務費の変更事由が生じた日から7日以内に発注者が協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 本請負契約の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者及び受注者で協議して定める。

(支払限度額及び出来高予定額)

第23条 本請負契約において、各会計年度における設計・建設業務費の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）及び支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、別紙6に定めるとおりとする。

(前払金)

第24条 受注者は、保証事業会社と、建設工事完了予定日（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第27条第1項の請負代金相当額（以下本条及び第27条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額。以下同じ。）の10分の4以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。ただし、本請負契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払いを請求することはできない。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、第1項の規定による前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、建設工事完了予定日（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、当該会計年度の出来高予定額の10分の2以内の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。第1項ただし書き及び前項の規定は、この場合について準用する。
- 4 受注者は、前項の中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ、発注者又は発注者の指定する者の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があつたときは、直ちに認定を行い、当該認定後速やかにその結果を受注者に通知しなければならない。
- 5 受注者は、当該会計年度の出来高予定額が著しく増額された場合においては、その増額後の当該会計年度の出来高予定額の10分の4（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。以下本条及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。以下本条ないし第26条において同じ。）の支払を請求することができる。この場合においては、第2項及び第4項の規定を準用する。

- 6 受注者は、当該会計年度の出来高予定額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の当該会計年度の出来高予定額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6）を超えるときは、受注者は、当該会計年度の出来高予定額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第27条の規定による支払をしようとするときは、発注者は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 7 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに当該会計年度の出来高予定額を増額した場合において、増額後の当該会計年度の出来高予定額が減額前の当該会計年度の出来高予定額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の当該会計年度の出来高予定額が減額前の当該会計年度の出来高予定額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の当該会計年度の出来高予定額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6）の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月大蔵省告示第991号）に定める割合（以下「大蔵省告示に定める割合」という。）で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。
- 9 第1項又は第3項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度末までの出来高予定額に達しないときには、第1項又は第3項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払いを請求することができない。
- 10 第1項又は第3項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度末までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第25条第3項の規定を準用する。

（保証契約の変更）

第25条 受注者は、前条第7項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、当該会計年度の出来高予定額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

第26条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(部分払)

第27条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品(第20条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書(要求水準書第1章 1-3 2)(1)に定める設計図書をいう。以下同じ。)で部分払の対象とすることを指定したものに限り、)に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

会計年度	前払金(中間前払金を含む)の支払いをしない場合	前払金(中間前払金を含まない)の支払いをしない場合	前払金(中間前払金を含む)の支払いをする場合
平成30年度	回	回	回
平成31年度	回	回	回
平成32年度	回	回	回

- 2 前会計年度における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額(以下「出来高超過額」という。)について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。
- 3 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。
- 4 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認後速やかにその結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 5 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 6 受注者は、第4項の規定による確認があつたときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 7 部分払金の額は、次の式により算定する。

(1)前払金の支払いを受けている会計年度

部分払金の額 \leq 請負代金相当額 $\times 9/10$

－(前会計年度までの支払金額+当該会計年度の部分払金額)

－{請負代金相当額－(前会計年度までの出来高予定額+出来高超過額)}

\times 当該会計年度前払金額/当該会計年度の出来高予定額

(2)前払金及び中間前払金の支払いを受けている会計年度

部分払金の額 \leq 請負代金相当額 $\times 9/10$

－(前会計年度までの支払金額+当該会計年度の部分払金額)

－{請負代金相当額－(前会計年度までの出来高予定額+出来高超過額)}

\times (当該会計年度前払金額+当該会計年度の中間前払金額)/当該会計年度の出来高予定額

(賃金又は物価の変動に基づく設計・建設業務費の変更)

第28条 発注者又は受注者は、契約期間内で本請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により設計・建設業務費が不相当となったと認めるときは、相手方に対して設計・建設業務費の変更の請求をすることができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（設計・建設業務費から当該請求時の出来形部分に相応する設計・建設業務費を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、設計・建設業務費の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、第1項の規定による請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者及び受注者で協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、本条の規定により設計・建設業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第1項中「本請負契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく設計・建設業務費変更の基準とした日」とする。
- 5 特別な要因により契約期間内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、設計・建設業務費が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、設計・建設業務費の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、契約期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、設計・建設業務費が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、設計・建設業務費の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、設計・建設業務費の変更額については、発注者及び受注者で協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(提案組合内発注金額未達減額措置)

第29条 受注者は、第53条に基づく本施設の引渡し完了までの各会計年度終了後及び本施設の引渡し完了後速やかに、実績組合内発注金額（地元企業に発注する下請工事、資材調達等の金額を「組合内発注金額」といい、事業提案書において受注者が提案した確認方法に基づき算出されるものをいう。以下同じ。）を算出し、提案組合内発注金額（事業提案書において受注者が提案した提案組合内発注金額をいう。以下同じ。）に対する達成状況等を記載した設計・建設業務組合内発注金額達成状況報告書を発注者に提出する。

- 2 発注者は、本施設の引渡し完了後に提出された設計・建設業務組合内発注金額達成報告書により、実績組合内発注金額が提案組合内発注金額を下回っていることが確認された場合、実績組合内発注金額と提案組合内発注金額の差額を上限として、設計・建設業務費を減額することができる。

第4章 特許権等、著作権及び秘密保持

(特許権等の使用)

第30条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、要求水準書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(特許権等)

第31条 受注者は、発注者が本施設の設計、本施設の所有及び使用（発注者が係る業務を第三者に委託して実施する場合を含む。）に必要な特許権等の対象となっている技術等の実施権及び使用権を、自らの責任で発注者に付与し、また、係る特許権等の権利者をして発注者に付与せしめる。係る特許権等の詳細は、別紙3のとおりとする。

- 2 前項に規定する、受注者が保有する特許権等についての実施権又は使用権は、本請負契約の終了後も本施設の存続中は有効に存続する。また、受注者は、前項に規定する許諾の対象となる特許権等が受注者及び第三者の共有に係る場合又は第三者の所有に係る場合は、上記実施権及び使用権の付与につき当該特許権等の共有者全員又は当該第三者の同意を得ていることを保証し、係る同意を得ていないことにより発注者に生じた損害を賠償しなければならない。
- 3 受注者は、設計・建設業務費が、第1項の特許権等の実施権及び使用権の付与その他の権限の発注者による取得の対価及び次条第5項に規定する成果物（次条第1項に定める成果物をいう。）の使用に対する対価を含むものであることを確認する。

(著作権の利用等)

第32条 発注者が本請負契約に基づき受注者に対して提供した情報、書類、図面等（発注者が著作権を有しないものを除く。）に関する著作権は、発注者に帰属する。

- 2 受注者は、成果物（受注者が、本請負契約に基づき発注者に提出した一切の書類、図面、写真、映像等の総称をいう。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。
- 3 受注者は、発注者が本事業に係る著作物を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならない。また、受注者は、自ら又は著作権者（発注者を除く。）をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。
 - (1) 著作者等の名称を表示することなく成果物の全部若しくは一部又は本施設の内容を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は発注者が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に使用させること
 - (2) 成果物を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること
 - (3) 本施設の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で発注者又は発注者が委託する第三者をして成果物について複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること
 - (4) 本施設を写真、模型、絵画その他の方法により表現すること

- (5)本施設を増築、改築、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと
- 4 受注者は、自ら又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
 - (1)成果物及び本施設の内容を公表すること
 - (2)本施設に受注者の実名又は変名を表示すること
 - (3)成果物を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること
- 5 発注者は、成果物及び本施設について、成果物及び本施設が著作物に該当するか否かに関わらず、発注者の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本請負契約の終了後も存続する。

(著作権の譲渡禁止)

第33条 受注者は、本請負契約に特に定める場合を除き、自ら又は著作権者をして、成果物及び本施設に係る著作権者の権利を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は譲渡させ、若しくは継承させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の侵害防止)

第34条 受注者は、成果物及び本施設が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを発注者に対して保証する。

- 2 受注者は、成果物又は本施設が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずる。

(秘密保持義務及び個人情報の取扱い)

第35条 発注者及び受注者は、本請負契約に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本請負契約の履行以外の目的で係る秘密情報を使用してはならず、本請負契約に特に定める場合を除き、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

- 2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれない。
 - (1)開示の時に公知である情報
 - (2)相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
 - (3)相手方に対する開示の後に、発注者又は受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
 - (4)発注者及び受注者が、本請負契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報
- 3 第1項の規定にかかわらず、発注者及び受注者は、次の各号に掲げる場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、係る事前の通知を行うことを要さない。
 - (1)弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
 - (2)法令等に従い開示が要求される場合

- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
 - (4) 発注者及び受注者につき守秘義務契約を締結した発注者のアドバイザー業務受託者及び受注者の下請企業に開示する場合
 - (5) 発注者が発注者の議会及び構成市町の各議会に開示する場合
 - (6) 発注者が、本施設の運営及び維持管理に関する業務を、運営事業者及び運営事業者以外の第三者に委託する場合の当該第三者に開示する場合、本事業に関連する工事の受注者に対し開示する場合、又はこれらの第三者を選定する手続において特定又は不特定の者に開示する場合
- 4 受注者は、本請負契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、菊池環境保全組合個人情報保護条例（平成21年条例第2号）及び関係法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に扱わなければならない。

第5章 作業の実施

第1節 設計業務

（設計業務の実施）

第36条 受注者は、浸出水処理施設の実施設計等（以下本節において、第14条に定める設計業務を「実施設計等」という。）を行い、当該実施設計等の瑕疵について全ての責任を負う。

（実施設計等の手順）

第37条 受注者は、本請負契約締結後直ちに、事業提案書に基づき実施設計等を開始する。

- 2 受注者は、事業提案書を変更することはできない。
- 3 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第1号については発注者の費用負担において、第2号から第4号については受注者の費用負担において、事業提案書を変更することができる。
 - (1) 発注者の指示により変更する場合
 - (2) 事業提案書に要求水準書に適合しない箇所がある場合
 - (3) 事業提案書に従った場合、要求性能を満足することができない場合
 - (4) 変更後の内容が変更前の内容と同等以上であり、かつ発注者の承諾を得た場合
- 4 受注者は、実施設計等の開始後、実施設計図書（要求水準書第1章 1-3 1）(3)に定める実施設計図書をいう。以下同じ。）を各3部発注者に提出し、発注者はその内容を承諾する。係る発注者の承諾は、原則として実施設計図書受領後14日以内に行う。受注者は、実施設計図書について係る承諾を得た後でなければ、浸出水処理施設の工事を開始することはできない。
- 5 発注者は、承諾した実施設計図書について、浸出水処理施設の工事工程に変更を及ぼさない限りで、その変更又は追加を申し出ることができる。
- 6 受注者は、第4項の規定による発注者の承諾が、受注者の責任を何ら軽減又は免除させるものでないことを確認する。
- 7 受注者は、実施設計図書について、要求水準書に適合しない箇所を発見した場合は、受注者の負担において実施設計図書を修正する。

- 8 発注者は提出された実施設計図書について、それが要求水準書に規定される要件を満たさないこと、要求水準書及び事業提案書に反していること、一般廃棄物処理施設の設計及び建設工事の適正な実務慣行に従っていないこと等を理由として、修正を求めることができる。係る修正の内容は、理由を付して受注者に通知する。
- 9 発注者に提出した実施設計図書について発注者より修正の通知があった場合、受注者は自らの費用と責任において係る実施設計図書を改訂して再提出するか、又は係る実施設計図書の修正通知について意見を述べるができる。受注者が意見を述べたときは、発注者の修正の内容について発注者及び受注者が協議して、その取扱いを定める。

(要求水準書の変更)

第38条 発注者は、必要があると認めるときは、要求水準書の変更内容を受注者に通知して、実施設計図書の変更を指示することができる。この場合において、発注者は、必要があると認めるときは、契約期間若しくは設計・建設業務費を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

第2節 工事

(事前調査)

- 第39条 受注者は、自らの責任及び費用において、工事の施工のために必要な測量、地質調査等（以下「各種調査等」という。）を行う。受注者は、各種調査等を行う場合には、発注者に事前に通知し、また各種調査等の結果を報告しなければならない。
- 2 受注者が前項の規定により実施した各種調査等の不備、誤謬等又は受注者が各種調査等を行わなかったことから生ずる一切の責任及び費用は、受注者が負担する。
 - 3 最終処分場建設用地に工事の施工に支障をきたす障害物が発見され、当該障害物の存在が本請負契約締結時には要求水準書及び入札説明書等から予見できるものである場合には、受注者は、当該障害物の除去等を自らの費用と責任において行い、予見できなかったものである場合には、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。
 - 4 受注者は、前項の規定による通知を行った後、当該通知に係る障害物を適切な方法により除去して工事を続行するための追加費用の見積り及びそれにより生じることが予想される工事工程の遅れの見込みを、発注者に通知しなければならない。
 - 5 発注者は、前項の規定による通知を受領した後、速やかに、工事の続行、障害物除去の方法及び追加費用の見積りについての検討を行わなければならない。ただし、発注者は、工事の続行が不可能と判断したときは、本請負契約を解除することができる。

(承諾申請図書の提出)

第40条 受注者は、工事の開始までに、施工承諾申請図書（要求水準書第1章 1-3 2）(3)に定める施工承諾申請図書をいう。）を発注者に提出し承諾を受けなければならない。

(本施設の建設)

第41条 受注者は、前条に基づく発注者の承諾後速やかに、本請負契約及び設計図書に定めるところに従い、本施設に係る工事を開始する。

(監督員)

第42条 発注者は、工事の施工を監督させるため、監督員を置くことができる。

- 2 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。
- 3 監督員は、本請負契約に定めるもの及び本請負契約に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、次の各号に掲げる権限を有する。
 - (1) 契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する承諾又は協議
 - (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
 - (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験又は検査
- 4 発注者は、2名以上の監督員を置き前項の権限を分担させたときにあつては、それぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員に本請負契約に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては、当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 5 発注者が監督員を置いたときは、本請負契約の規定による請求、通知、報告、申出、承諾、解除等については、本請負契約又は要求水準書に特に定めるものを除き、監督員を経由して行う。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 監督員の指示又は承諾は、原則として書面により行わなければならない。ただし、やむを得ない場合はこの限りでない。
- 7 発注者が監督員を置かないときは、本請負契約に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

(現場代理人・副現場代理人及び主任技術者等)

第43条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- (1) 現場代理人及び副現場代理人（以下「現場代理人」という。）
 - (2) 主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第2項の規定に該当する場合にあつては監理技術者とし、同条第3項の規定に該当する場合にあつては専任の主任技術者又は監理技術者とし、同条第4項の規定に該当する場合にあつては監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者とする。以下同じ。）
 - (3) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）
- 2 現場代理人は、本請負契約の履行のため、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、設計・建設業務費の変更、契約期間の変更、設計・建設業務費の請求及び受領、次条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びに本請負契約の解除に係る権限を除き、本請負契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
 - 3 前項の規定にかかわらず、発注者は、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合は、現場代理人を工事現場に常駐させないことができる。
 - 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

- 5 受注者は、本請負契約が建設業法第26条第3項の規定に該当するものであるときは、主任技術者又は監理技術者を工事現場ごとに専任の者とし、同条第4項の規定に該当するものであるときは、監理技術者を監理技術者資格者証の交付を受けた者としなければならない。
- 6 現場代理人、主任技術者及び監理技術者並びに専門技術者は、これを兼ねることができる。

(工事関係者に関する措置請求)

第44条 発注者は、現場代理人（主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者を兼任する現場代理人にあつては、これらの者の職務を含む。）がその業務の処理につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督員は、主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）、その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等が工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 受注者は、前2項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、当該請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、当該請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(施工管理)

第45条 受注者は、日報及び月報（工事関係車両台数の集計を含む。月報には、進捗率管理表、作業月報、図書管理月報等、主要な工事記録写真（定点観測写真を含む）を添付する。）を作成し、発注者に提出しなければならない。

- 2 受注者は、理由の如何を問わず、工事工程の遅延が明らかになったとき、又は遅延のおそれが明らかになったときは、その旨を速やかに発注者に報告しなければならない。この場合、発注者及び受注者は、別紙4に記載の工事日程に従った本施設の整備の日程を達成するような方策について協議する。

(工事場所)

第46条 工事は、最終処分場建設用地内で行わなければならない。ただし、要求水準書に別段の定めのある業務及び業務の性質上最終処分場建設用地内で実施することが不相当なものについては、この限りではない。

(建設機械及び機器)

第47条 受注者が工事のために現場に搬入した建設機械及び機器は、工事のためのみに使用し、緊急の事由が生じた場合を除き、他のいかなる目的にも使用してはならない。

- 2 受注者は、建設工事完了日までに、建設機械及び機器、工所用仮設物、その他の建設資材を最終処分場建設用地から撤収する。

(現場管理)

第48条 受注者は、要求水準書第1章 1-3 2) (2)に従い現場管理を実施しなければならない。

(臨機の措置)

- 第49条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。
- 2 受注者は、前項ただし書きの場合においては、そのとった措置の内容を監督員に直ちに報告しなければならない。
 - 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
 - 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置が不可抗力又は発注者の責に帰すべき事由に基づくことを受注者が明らかにした場合は、受注者が加入する保険により補填されるものを除き、当該措置に要した費用で受注者が設計・建設業務費の範囲内において負担することが適当でないと認められるものは発注者が負担し、その他のものは受注者が負担する。ただし、不可抗力によって、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に発生した損害については、第66条の規定に従う。

第6章 試運転及び完成

(試運転)

- 第50条 受注者は、本施設に係る建設工事が完了したときには、速やかにその旨を発注者に通知し、要求水準書第1章 1-5に定めるところ及び発注者受注者協議の上あらかじめ作成した試運転実施要領書に従い、本施設の試運転を実施する。
- 2 試運転実施要領書による本施設の試運転に係る業務は、受注者が自らの責任及び費用で実施する。また受注者は、運営事業者と協力して試運転に係る業務を実施しなければならない。
 - 3 受注者は、試運転期間中の本施設の運転記録（当日の運転実績及び翌日の運転予定に関する記載を含む。）を作成し、毎日発注者に提出しなければならない。
 - 4 受注者は、試運転において支障が生じた場合には、発注者の指示に従う。
 - 5 受注者は、試運転の結果を踏まえ、本施設の調整又は点検が必要であると認めた場合には、発注者の立会いの下、当該調整又は点検を行う。
 - 6 受注者は、試運転の結果を踏まえ本施設の補修が必要であると認めた場合には、受注者の費用と責任において、補修を行わなければならない。
 - 7 受注者は、前項の補修を行うにあたっては、あらかじめその原因及び補修内容を発注者に報告し、補修実施要領書を作成して発注者の承諾を得なければならない。

(運転指導)

第51条 受注者は、本施設に配置される予定の運営事業者の従業員に対し、本施設の円滑な操業に必要な機器の運転管理及び取扱い（点検業務を含む。）について、あらかじめ要求水準書第1章 1-5に定めるところ及び発注者の承諾を得た教育指導計画書等に基づき、その費用と責任において、教育及び指導（以下「運転指導」という。）を行わなければならない。

- 2 運転指導は、試運転に係る業務を実施する期間（以下「試運転期間」という。）中の1月以上とする。
- 3 受注者は、試運転期間以外の期間において運転指導が必要と認められる場合又は試運転期間以外の期間における運転指導がより効果的であると認められる場合は、発注者、受注者及び運営事業者の協議により、試運転期間以外の期間において運転指導を行うことができる。

（性能試験）

- 第52条 受注者は、本施設の引渡しに先立ち、本施設が要求性能を満たして適正に稼動するか否かを検査するために、要求水準書及び性能試験要領書に基づき、その費用と責任において性能試験を行う。
- 2 受注者は、あらかじめ発注者と協議の上、要求水準書に定めるところに従い性能試験要領書を作成し、発注者の承諾を得なければならない。
 - 3 受注者は、性能試験における性能保証事項（本施設が要求性能を備えているかを確認するための試験項目及び保証値等であって、別紙2に定めるものをいう。）の計測及び分析を、法的資格を有する第三者機関に行なわせなければならない。
 - 4 受注者は、性能試験の結果、本施設が要求性能のいずれかを満たさないと認められる場合は、自らの費用及び責任において、必要な補修、改良、追加工事等を行い、本施設が要求性能を満たすようにしなければならない。
 - 5 発注者は、その費用と責任において、性能試験に必要な廃棄物等の搬入を行う。

（引渡し）

- 第53条 受注者は、本施設に係る工事が完了し、次の各号に掲げる事項の全てが満たされたときは、直ちに完成通知書により発注者に通知しなければならない。
- (1)前条の性能試験が完了し、本施設が要求性能の全てを満たすことが確認されたこと
 - (2)完成図書（要求水準書第1章 1-8に定める完成図書をいう。）を発注者に提出したこと
 - (3)受注者による運転指導により、運営事業者の運転員が本施設を運転可能となっていること
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、本施設に係る工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の完了後速やかにその結果を受注者に通知しなければならない。ただし、受注者が正当な理由なく立会いに応じない場合は、受注者の立会いを得ずに検査を行うことができる。
 - 3 発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、本施設を最小限度破壊して検査することができる。検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
 - 4 発注者は、第2項の規定による検査によって本施設に係る工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物引渡書により本施設の引渡しを申し出たときは、直ちに当該施設の引渡しを受けなければならない。
 - 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該施設の引渡しを設計・建設業務費の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に応じなければならない。
 - 6 受注者は、第2項の規定による検査に合格しないときは、直ちに修補等の必要な措置を講じた上で発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置を講じたことを本施設に係る工事の完了とみなして前各項の規定を適用する。

(引渡し前の使用)

第54条 発注者は、前条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、本施設の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 発注者は、前項の場合においては、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により、本施設の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な修補費用を負担しなければならない。

第7章 遅延、保証及び瑕疵担保責任

(履行遅滞の場合における損害金等)

第55条 受注者の責めに帰すべき事由により、建設工事完了日が建設工事完了予定日より遅延する場合は、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、設計・建設業務費から出来高部分に相応する設計・建設業務費を控除した額につき、遅延日数に応じ、大蔵省告示に定める割合で計算した額とする。
- 3 前項までに規定する損害金の徴収は、設計・建設業務費から控除する方法により行うものとする。
- 4 発注者の責に帰すべき事由により、第21条の規定による設計・建設業務費の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、大蔵省告示に定める割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(浸出水処理施設の設計の瑕疵担保)

第56条 発注者は、浸出水処理施設の実施設設計の瑕疵に起因した浸出水処理施設の瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、浸出水処理施設について第53条の規定による引渡しを受けた日から、10年以内にこれを行わなければならない(以下、本条の規定により瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることができる期間を、「設計に係る瑕疵担保期間」という。)
- 3 発注者は、浸出水処理施設の引渡しの時に設計の瑕疵に起因する瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りではない。
- 4 発注者は、本施設が第1項の瑕疵により滅失又は毀損したときは、設計に係る瑕疵担保期間内で、かつ、その滅失又は毀損を発注者が知った日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。
- 5 第1項の規定は、本施設の設計の瑕疵が発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

(本施設の瑕疵担保)

第57条 発注者は、本施設に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第53条の規定による引渡しを受けた日から、3年以内にこれを行わなければならない(以下、本条の規定により瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることができる期間を、「本施設の瑕疵担保期間」という。)。ただし、本施設の瑕疵担保期間について、要求水準書で異なる定めがある場合には、要求水準書に従う。
- 3 第1項の瑕疵が、受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、本施設の瑕疵担保期間は10年とする。
- 4 発注者は、本施設の引渡しの時に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらずその旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りではない。
- 5 発注者は、本施設が第1項の瑕疵により滅失又は毀損したときは、本施設の瑕疵担保期間内であつ、その滅失又は毀損を発注者が知った日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。
- 6 第1項の規定は、本施設の瑕疵が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

(本施設の瑕疵検査)

第58条 発注者は、本施設の性能等に疑義が生じたときは、受注者に対し、本施設の瑕疵検査(以下「瑕疵検査」という。)を行うよう求めることができる。

- 2 瑕疵検査の内容は、発注者受注者協議の上定める。受注者は、瑕疵検査の内容が決定した後に、瑕疵確認要領書を作成し、発注者の承諾を受ける。
- 3 受注者は、瑕疵検査完了後、その結果を発注者に速やかに報告しなければならない。なお、瑕疵の有無は瑕疵確認要領書に従い判定する。
- 4 瑕疵検査に係る費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、その費用と責任において、瑕疵検査により発見された瑕疵を補修しなければならない。

(保証期間中の受注者の性能保証責任)

第59条 第56条及び第57条の規定にかかわらず、保証期間中に本施設が要求性能を備えなくなった場合には、受注者は直ちにこれを修補し、必要な作業を行うとともに、発注者に生じた損害及び追加費用を賠償しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は次に掲げる事由に起因する瑕疵又は損害若しくは追加費用については責任を負わない。

(1)不可抗力

(2)発注者又は発注者の委託を受けた者の不適当な本施設の運営

(3)その他発注者の責に帰すべき事由

- 3 第1項の保証期間は、第53条の規定による引渡しを受けた日から起算して3年間とする。ただし、本施設の保証期間について、要求水準書で異なる定めがある場合には、要求水準書に従う。

- 4 保証期間中、本施設が要求性能を備えなくなったときには、当該状態が改善され、発注者の承諾が得られた時から起算してその後3年間まで、保証期間を延長する。

(損害の範囲)

第60条 第56条、第57条及び前条の規定により生じる受注者の責任には、修補に係る費用の全額の補償のほか、当該瑕疵又は要求性能の欠如と相当因果関係を有する発注者の損害の賠償が含まれるものとする。

第8章 損害賠償及び危険の負担

(受注者の責任)

第61条 受注者は、本請負契約締結日から建設工事完了日まで、最終処分場建設用地に存する資材、建造物、その他一切の搬入物の保存及び保管について責任を負い、かつ、その作業の結果について責任を負う。

(一般的損害)

第62条 建設工事完了日前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他本請負契約の履行に関して生じた損害(次条第1項ただし書き若しくは第2項又は第66条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第64条の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第63条 工事の施工について第三者に損害が生じたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(次条の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。)のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち本請負契約の履行につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他本請負契約の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者で協力してその処理解決に当たる。

(保険)

第64条 受注者は、本施設の建設に関連する損失や損害に備えて、別紙5に定められた種類及び内容の保険を、自らの責任及び費用において付保し、保険契約締結後速やかに当該保険証券の写しを発注者に提出しなければならない。ただし、受注者は、本条に基づく保険契約を締結するにあたり、事前に保険契約の内容及び保険証券の内容について発注者の確認を得なければならない。

第9章 契約条件の変更及び解除等

(法令変更)

第65条 受注者は、本請負契約締結日以降、法令等が変更されたことにより本請負契約に係る自らの義務の履行ができなくなった場合、速やかにその内容の詳細を発注者に通知しなければならない。係る法令等の変更により、工事内容の変更が必要となったときには、発注者及び受注者は、契約期間の変更につき協議する。

- 2 受注者は、本請負契約締結日以降、法令等が変更されたことにより、工事の施工に関して合理的な追加費用が発生した場合、発注者に対して当該法令等の変更に伴う費用の詳細を通知し、追加費用の負担方法等について発注者と協議することができる。係る協議が、協議開始の日から60日以内に整わない場合、発注者及び受注者は、以下の負担割合に応じて当該追加費用を負担する。

法令変更	発注者負担割合	受注者負担割合
本施設及び本施設と類似のサービスを提供する施設の整備又は運営に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令等の変更及び受注者の合理的努力によっても吸収できない資本的支出を伴う法令等の変更の場合	100%	0%
上記の法令等以外の法令等の変更の場合	0%	100%

- 3 発注者が支払う設計・建設業務費に係る消費税の税率が変更された場合には、当該変更により生じた費用の増加分は、発注者が負担する。
- 4 発注者は、法令等の変更により本事業の継続が不可能となった場合又は過分の追加費用を要することとなった場合、本請負契約を解除することができる。

(不可抗力)

第66条 不可抗力により、工事の完了前に、工事目的物、仮設物若しくは工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたとき、又は建設工事完了予定日までに工事を完了することができないときは、受注者は、当該事実の発生後直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、契約期間の変更について受注者と協議を行うとともに、前項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第64条の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、当該損害の回復に要する費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害の回復に要する費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって、発注者による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち設計・建設業務費の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。

(1) 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する設計・建設業務費とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する設計・建設業務費とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 第4項の規定は、数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担について準用する。この場合において、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「設計・建設業務費の100分の1を超える額」とあるのは「設計・建設業務費の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と読み替える。

7 発注者は、不可抗力により本事業の継続が不可能となった場合又は過分の追加費用を要することとなった場合、本請負契約を解除することができる。

(地域住民対応)

第67条 受注者は、自らが必要と認める範囲内で、自らの責任及び費用において、地域住民に対し、工事実施計画（本施設の配置、工事の施工時期、工事の施工方法等の計画をいう。）等の説明を行わなければならない。受注者はその内容につき、あらかじめ発注者に対して説明を行う。発注者は、必要と認める場合には、受注者が行う説明に協力する。

2 受注者は、自らの責任及び費用において、騒音、悪臭、光害、粉塵発生、交通渋滞、水質汚濁、振動、地盤沈下、大気汚染、水質汚染、電波障害その他本施設の施工が地域住民の生活環境に与える影響を勘案し、合理的な範囲内で近隣対策を実施する。受注者は、発注者に対し、事前及び事後に近隣対策の内容及び結果を報告する。

3 受注者は、あらかじめ発注者の承諾を受けない限り、近隣対策の不調を理由として工事実施計画を変更することはできない。発注者は、受注者が更なる調整を行っても地域住民の了解が得られないことを明らかにした場合に限り、工事実施計画の変更を承諾する。

4 近隣対策の結果、工事の施工が遅延することが合理的に見込まれる場合には、発注者及び受注者は協議の上、速やかに、建設工事完了予定日を合理的な期間だけ延期することができる。

5 受注者は、近隣対策の結果、受注者に発生した増加費用及び損害を負担する。

6 前項の規定にかかわらず、本施設を設置すること自体に関する近隣対策に起因して、発注者及び受注者に本事業の実施に関して発生した増加費用及び損害については、発注者が負担する。また、第3項及び前項の規定にかかわらず、本施設を設置すること自体に関する住民の反対運動、訴訟等の対応は発注者がその費用を負担して自ら行うものとし、これらに起因して本施設の施

工が遅延することが合理的に見込まれる場合には、発注者及び受注者は協議の上、速やかに、建設工事完了予定日を合理的な期間だけ延期する。

(受注者に起因する条件変更)

第68条 発注者又は監督員は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに受注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 実施設計図書（以下本条において、第37条第4項に定める実施設計図書をいう。）に誤謬又は脱漏があること

(2) 実施設計図書の表示が明確でないこと

2 受注者又は現場代理人は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、発注者又は監督員の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。

3 受注者は、発注者の意見を聴いて、前項の規定による調査の結果を取りまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を発注者に通知しなければならない。

4 受注者は、前項の調査の結果により、発注者との協議の上、第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者との協議の上、実施設計図書の変更等を受注者の責任及び費用において行う。ただし、建設工事完了予定日の変更を行うことはできない。

5 前項の規定により実施設計図書の変更等が行われた場合において、発注者に費用負担及び損害が発生した場合、発注者は、当該費用負担及び損害につき、合理的な範囲において、受注者に請求することができ、受注者は、請求を受けた場合には速やかに支払う。

(発注者に起因する条件変更)

第69条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときはその旨を直ちに発注者又は監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 要求水準書等（以下本条において、要求水準書及び第19条第1項第1号に定める「埋立地等の設計」を併せて「要求水準書等」という。）に誤謬又は脱漏があること

(2) 要求水準書等の表示が明確でないこと

(3) 最終処分場建設用地の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等、要求水準書等及び入札説明書等から合理的に予想される自然的又は人為的な施工条件と実際の最終処分場建設用地が一致しないこと

(4) 要求水準書等及び入札説明書等から合理的に予想されない、施工条件に関する予期できない特別な状態が生じたこと

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者又は現場代理人の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合は、受注者の立会いを得ずに調査を行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、前項の規定による調査の結果（これに基づき受注者がとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむをえない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 発注者は、前項の調査の結果により、第1項第1号又は第2号に掲げる事実が確認された場合に

において、必要があると認められるときは、要求水準書等の変更又は契約期間の変更を行う。第1項第3号又は第4号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は受注者と協議の上、要求水準書等の変更又は契約期間の変更を行う。また、これらの場合、受注者は発注者と協議の上、必要に応じて事業提案書の変更を行うことができる。

- 5 第1項各号に掲げる事実起因して、本施設の施工に関して受注者に追加費用及び損害が発生した場合、発注者は、当該追加費用及び損害を合理的な範囲で負担する。

(工事の中止)

第70条 工事用地等の確保ができない等のため又は不可抗力により工事目的物等に損害を生じ、又は工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに工事中止通知書により受注者に通知して、本請負契約の履行の全部又は一部を一時中止させなければならない。この場合において、発注者は、契約期間又は設計・建設業務費を変更することができる。

- 2 発注者は、前項の場合のほか、必要があると認めるときは、本請負契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定に基づいて工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは、契約期間若しくは設計・建設業務費を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械及び機器等を保持するための費用その他本請負契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の解除)

第71条 発注者は、受注者（第10号の場合は企業グループの構成員）が次の各号のいずれかに該当するときは、本請負契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき
- (2) その責めに帰すべき事由により契約期間内に履行を完了しないとき又は契約期間経過後相当の期間内に履行を完了する見込みが明らかでないとき
- (3) 第17条の規定に違反して第三者に一括委任し、又は一括請負させたとき
- (4) 現場代理人及び主任技術者等を設置しなかったとき
- (5) 本請負契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき
- (6) 受注者が第72条によらないで契約の解除を申し出たとき
- (7) 建設業法の規定による許可を取り消され、又は営業の停止を命ぜられたとき
- (8) 受注者（受注者が建設共同企業体の場合は、その代表企業）に係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始又は特別清算その他これらに類する倒産手続のいずれかの手続について、取締役会でその申立等を決議したとき、若しくはその申立等がされたとき、又は支払不能若しくは支払停止となったとき
- (9) 第24条第6項の規定により発注者の指定した期間内に前払金又は中間前払金を返還しないとき
- (10) 発注者の定める菊池環境保全組合公共工事請負契約約款（平成9年12月26日約款第1号、最終改正平成27年3月30日告示）第44条第1項第6号のいずれかに該当したとき

(契約が解除された場合等の違約金)

第71条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、設計・建設業務費の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1)前条の規定により本請負契約が解除された場合

(2)受注者が本請負契約に基づく債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の本請負契約に基づく債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者が本請負契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1)受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2)受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3)受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 第1項本文の場合において、第10条の規定により契約保証金(同条第5号の保険を付した場合に、発注者に支払われる保険金があるときは当該保険金をいう。以下本項において同じ。)の納付又はこれに代わる担保の提供があるときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当する。

4 前条又は本条第1項第2号の規定により本請負契約が解除された場合において、発注者に発生した損害が第1項の規定による違約金の金額を超過しているときは、発注者は、受注者に対し、当該超過部分についての損害賠償を請求することができる。

(受注者の解除)

第72条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、本請負契約を解除することができる。

(1)第38条の規定により要求水準書を変更したため設計・建設業務費が3分の2以上減少したとき

(2)第70条第2項の規定による工事の施工の中止期間が6月を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合においては、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき

(3)発注者が、本請負契約に違反し、その違反によって本請負契約に基づく債務の履行が不可能となったとき

2 受注者は、前項の規定により本請負契約の解除をした場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(発注者の任意解除)

第73条 発注者は、工事が完了するまでの間は、必要があるときは、本請負契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により本請負契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(解除に伴う措置)

第74条 発注者は、本請負契約が解除された場合には、出来形部分を検査の上、当該検査に合格

した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。発注者が出来形の引渡しを受けないときは、受注者は、本施設を撤去した上で、第7項に定めるところに従い最終処分場建設用地を発注者に返還しなければならない。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 発注者は、第1項の規定による引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額（以下「出来形相当額」という。）を受注者に支払わなければならない。この場合において、第24条の規定により前払金又は中間前払金が支払われているときは、出来形相当額から、受注者が受領済みの前払金又は中間前払金の額（第27条の規定による部分払が行われているときは、その部分払において精算された前払金の額を控除した額。以下同じ。）を控除する。
- 4 前項の場合において、受注者が受領済みの前払金又は中間前払金の額が出来形相当額を上回るときは、同項の規定にかかわらず、受注者は、当該受領済みの前払金又は中間前払金の額から当該出来形相当額を差し引いた額（以下「余剰額」という。）を発注者に返還しなければならない。この場合において、本請負契約の解除が第71条又は第71条の2第1項第2号の規定によるときは、余剰額に前払金又は中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、大蔵省告示に定める割合で計算した額の利息を付して発注者に返還しなければならない。
- 5 受注者は、本請負契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したとき又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、本請負契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 7 受注者は、本請負契約が解除された場合において、最終処分場建設用地に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、最終処分場建設用地を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 8 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は最終処分場建設用地の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、最終処分場建設用地を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 9 第5項前段及び第6項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第71条又は第71条の2第1項第2号の規定によるときは発注者が定め、第72条又は前条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定める。第5項後段、第6項後段及び第7項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

第10章 補則

(本請負契約に基づく権利の譲渡禁止)

第75条 両当事者は、相手方の書面による同意がある場合を除き、本請負契約上の地位若しくは本請負契約に基づく権利義務を譲渡し、又は担保権の設定をすることはできない。

- 2 受注者は、工事目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第16条第3項の規定による検査に合格したもの、部分払の請求が認められたもの又は工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保権の設定をすることができない。

(監督又は検査の委託)

第76条 発注者は、必要があると認めるときは、発注者の職員以外の者に委託して、本請負契約の規定による監督又は検査をさせることができる。

- 2 前項の場合において、発注者は、委託事項及び委託を受けた者の氏名を、書面をもって受注者に通知しなければならない。

(遅延利息)

第77条 発注者は、受注者が本請負契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、遅延損害金を請求することができる。

- 2 前項の遅延損害金は、発注者の指定する期間を経過した日から支払いの日まで遅延日数に応じ、大蔵省告示に定める割合で計算した額の利息（千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）を付した金額とする。

(管轄裁判所)

第78条 仲裁により解決できない紛争に関し、発注者及び受注者は、熊本地方裁判所の第一審に関する専属管轄に服することに同意する。

(本請負契約に定めのない事項)

第79条 本請負契約に定めのない事項については、発注者の定める菊池環境保全組合公共工事請負契約約款（平成9年12月26日約款第1号、最終改正平成27年3月30日告示）を準用し、また必要に応じて、発注者及び受注者が別途協議して定める。

別紙1 定義集

ア- 「運営開始日」とは、平成33年4月1日をいう。

「運営・維持管理業務」とは、本施設の運営・維持管理に係る業務をいう。

「運營業務委託契約」とは、組合が、別途、設計・建設中に事業者選定手続きを行い、選定事業者と締結する委託契約書をいう。

「運営事業者」とは、組合が、別途、設計・建設中に事業者選定手続きを行い、運営・維持管理業務を行う選定事業者をいう。

カ- 「会計年度」とは、毎年、4月1日に開始し、3月末日に終了する1年度をいう。

「組合」とは、菊池環境保全組合をいう。

「建設工事請負契約」とは、設計・建設業務の実施のために組合及び建設事業者が締結する、新最終処分場建設工事請負契約書をいう。

「建設工事完了日」とは、建設工事請負契約に基づいて本施設の組合への引渡しが完了した日をいう。

「建設工事完了予定日」とは、平成33年3月31日又は建設工事請負契約によって変更された日をいう。

「建設事業者」とは、●をいう。

「構成員」とは、企業グループのうち●及び●をいう。

「構成市町」とは、組合を構成する菊池市、合志市、大津町及び菊陽町を総称していう。

サ- 「最終処分場建設用地」とは、本事業を実施する敷地をいう。

「事業者」とは、組合と工事請負契約を締結し、本事業を実施する者をいう。

「消費税」とは、消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）第2章第3節に定める地方消費税をいう。

「設計・建設期間」とは、建設工事請負契約締結日から建設工事完了日までの期間をいう。

「設計・建設業務」とは、本事業のうち、本施設の設計・建設に係る業務をいう。

「設計・建設業務費」とは、建設事業者が設計・建設業務を実施した対価として、組合が建設工事請負契約に従い建設事業者を支払う対価（消費税を含む。）をいう。

- ター 「代表企業」とは、企業グループを代表する●をいう。
- ナー 「入札説明書等」とは、組合が本事業の事業者募集のための入札に関して公表した平成29年9月29日付の入札説明書（組合が公表した参考資料及びその他の補足資料を含む。）、「要求水準書」、「落札者決定基準」、「建設工事請負契約書（案）」、「様式集」、「提出書類の作成要領」及び平成29年11月6日付と平成29年12月13日付で公表した質問回答（ただし、要求水準書及び契約書案に関するものを除く。）をいう。
- ハー 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、落雷、地震、火災その他の自然災害、又は騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象（ただし、要求水準書において基準が定められている場合は、当該基準を超えるものに限る。）のうち、通常の見込み可能な範囲外のものであって、関係する契約の当事者のいずれの責めにも帰さないものをいう。
- 「法令等」とは、法律・命令・条例・政令・省令・規則、若しくは通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、若しくはその他公的機関の定める一切の規定・判断・措置等をいう。なお、事業契約締結時点で公表されている法令等の法案（改正案を含む。）がある場合、かかる法案の成立、施行は法令等の変更に該当しない。
- 「本施設」とは、本事業において設計・建設される最終処分場をいい、埋立地、浸出水処理施設、門・囲障設備、駐車場、構内道路等の建設用地内設備、建築物及びその付帯設備をいう。
- ヤー 「要求性能」とは、要求水準書及び事業提案書が定める、本施設が備えているべき性能及び機能をいう。

別紙 2 性能保証事項

性能保証事項

[要求水準書第1章 1-6 記載の内容によります。]

別紙3 特許権等

特許等の使用

[受注者の提案によります。]

別紙4 工事日程

工事日程

設計・建設業務期間

本請請負契約締結日～平成33年3月31日

別紙5 保険の詳細

保険の詳細

[入札説明書添付資料-5の内容によります。]

別紙6 支払限度額及び出来高予定額

本請負契約における支払限度額及び出来高予定額については、次のとおりとする。

(1) 各会計年度における設計・建設業務費の支払限度額

平成30年度	円
平成31年度	円
平成32年度	円

(2) 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額

平成30年度	円
平成31年度	円
平成32年度	円

- (3) 発注者は、予算の都合による等必要があるときは、支払限度額及び出来高予定額を変更することができる。